

退職金規定

第1条

(目的)

この規程は、当社従業員の退職後の生活と福祉に寄与することを目的とし、賃金規程第43条に規定する退職金制度について定める。

第2条

(適用範囲)

この規程は従業員に対し適用する。ただし次の各号の1に該当する者には適用しない。

- 1 顧問および嘱託
 - 2 在職3年未満
 - 3 一定の期間を定めて臨時に雇い入れられる者
 - 4 日々雇い入れられる者
- ② 前項各号の者については、特に必要と認められるものにたいして詮議のうえ、社長の決裁により適用することがある。

第3条

(給付の種類)

従業員が、次の各号の1に該当したときは、この規程の定めるところにより退職金を支給する。

- 1 定年退職
- 2 死亡退職
- 3 業務上の傷病による退職
- 4 会社都合による解雇または退職
- 5 業務外の傷病による解雇または退職
- 6 自己都合による退職

第4条

(勤続年数)

勤続年数は入社日より退職または死亡までの経過年数により算定する。この場合1ヶ月未満はこれを切捨てる。ただし休職期間は勤務年数に通算しない。

第5条

(不支給、減額の事由)

従業員が、次の各号の1に該当する場合は、退職金は支給しない。ただし、情状により一部減額したものを支給することがある。

- 1 懲戒解雇されたとき
- 2 退職後、懲戒解雇に相当する事由が発見されたとき

第6条

(功労加算)

従業員で在職中特に顕著な功績のあったものに対し、退職金を加算支給することがある。その額については、そのつど定める。

第7条

(支給期日)

退職金は、支給事由発生の日から3ヶ月以内に支給する。

第8条

(支給方法)

退職金は、直接本人に支給する。ただし死亡退職の場合には労働基準法施行規則第42条から第45条の規程を準用して権利者の順位を定め、その者に支給する。

- ② 在職中に会社から受けた借入金、立替金等の負債のある場合には、この退職金をもって優先弁済し、残額を支給するものとする。